

日本アフリカ相互理解促進交流プログラム「Japan-Africa Youth Program」における

長期招へい・派遣プログラム 連携パートナー募集要項

2026年5月

一般財団法人日本国際協力センター（JICE）

1. 事業の基本的枠組み

(ア) 事業目的

本事業は日本とアフリカの次世代を担う若者が交流を通じて、相互理解を促進することを目的としています。日本とアフリカの共創の未来を形作る第一歩として、両地域の未来を担う若者が、地域や国境を越えた絆を築き、長期的な友好関係の基盤を構築することを目指します。同時に、アフリカの青年が日本の社会や企業等と持続可能な関係を築き、日本の経済外交を強化する人材として活躍する土壌を作ります。

(イ) 長期招へい・派遣プログラムの目的

日本とアフリカ間の長期の交流プログラム（招へい・派遣）を通じて、主に以下の効果を目指します。

- ① 組織（大学・研究機関・企業等）間の連携強化
 - ・ 組織間のネットワークの形成
 - ・ 大学間協定や共同研究プロジェクトなどへ発展するきっかけの提供
- ② 若手人材同士の交流機会創出
 - ・ 長期的に続く日アフリカ間の人的ネットワークを形成
 - ・ 日本とアフリカの協力関係の拡充
- ③ 若手研究者や学生への研究機会提供
 - ・ 研究スキルや異文化でのコミュニケーション能力の向上
 - ・ 国際的なコラボレーションの経験を通じた学術・研究面の成長
- ④ 若手ビジネスパーソンへのビジネススキル・異文化理解の深化
 - ・ 新興市場や異なるビジネス環境に対する対応力の強化
 - ・ 日本企業がアフリカへ進出促進に向けたハードルの低減
 - ・ アフリカ側が日本的経営・技術・ビジネスモデルを理解する機会の提供

(ウ) 対象国

アフリカ 54 か国 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa.html> に記載の 54 か国)

ただし、契約期間において対象国がアフリカ連合（AU）より加盟資格を停止されていないこと。

(エ) 対象となる交流プログラム

① 基本要件

- ・ 上述の事業目的に資する原則 2 週間～最大 3 か月間の交流プログラム（プログラム実施期間）であり、2026 年 8 月以降に開始し同年 12 月末までに終了すること。
- ・ プログラムのテーマ・分野については特に制限は設けない。ただし、以下条件を満たすものであること。
 - ✓ 想定する成果・目標が明確であること。
 - ✓ 成果・目標に対する達成度が定量的・定性的に評価できること。
 - ✓ プログラム終了後、報告書等の成果物を提出できること。
- ・ プログラム内容には、日本とアフリカの組織（大学・研究機関・企業等）間の相互理解を深め、ネットワークの構築・強化・継続に資するコンテンツを含めること。ただし、以下のものは認めない。
 - ✓ 他組織主催のイベント（学会、国際シンポジウム等）への参加や、他組織主催のイベントの国際化を主たる目的とするもの。
 - ✓ 営利のみを目的とするもの（アフリカの組織との交流が主目的であれば、結果として市場進出等、営利活動に発展する可能性があることは妨げない）。
 - ✓ 応募機関の関係者に対する研修に相当するもの。あるいは対象国に所在する自組織あるいは現地法人に所属する者を対象として行うもの。

※採択件数: 計 15 件程度（変更の可能性があります。）

(オ) 連携パートナーの要件・責務

採択された組織は、「連携パートナー」として JICE と業務委託契約を締結し、プログラムを実施します。具体的な要件等は次の通りです。なお、複数の組織が連携して実施する場合、主たる組織が応募組織として申請してください。

① 資格要件

（主たる組織・連携して実施する組織ともに）大学・研究機関・企業等で、国内に法人格を有する組織であること。ただし、反社会的勢力と一切関係を有しない組織に限る。

② 責務

- ・ 本事業の目的、各種要項・要領等に沿って、プログラムを安全に実施できる体制を確保すること。なお、プログラムの実施に関する全ての責任は、連携パートナーに帰属するものとする。
- ・ JICE と業務委託契約を締結し、適正に予算を管理・執行すること。
- ・ プログラム期間中の JICE および関係機関によるモニタリング等に協力すること。
- ・ プログラム終了後も、招へい先・派遣先とのネットワークを継続させ、積極的なフォロー

アップ活動を実施すること。JICE が実施するフォローアップ調査に協力すること。

- ・ プログラムの前後期間含め、連携パートナーとしてプログラムの広報活動を行うこと。また、JICE が主体となって行う広報活動に協力すること。
- ・ 報告会を実施すること。
- ・ プログラム実施後は、速やかに実施報告書および経費精算書を提出すること。
- ・ ホームページでの公開、各種機関でのホームページでの公開等に同意できること。
- ・ 安全保障貿易管理にかかる対応として、連携パートナーである組織だけではなく交流先での交流内容についても、安全保障貿易管理上の問題がないよう法令等を遵守すること。
- ・ 本事業への応募にあたり、法令遵守（コンプライアンス）に関する誓約書の内容に同意し、押印または署名の上、提出すること。

※国際情勢等を踏まえ、日本国政府の制裁対象国や輸出令別表に定める国連武器禁輸国・地域、懸念国および日本国政府の政策において慎重に検討する必要がある国・地域との交流計画に関しては、不採択や採択後の変更を依頼する可能性があります。

※本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等は対象外とします。なお、引率者についても同等の要件とします。（外国ユーザーリスト：<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250929006/20250929006.html>）

(カ) 交流プログラム参加者の要件

- ・ 日本および対象国の国籍を有する原則 35 歳以下の学生および若手社会人
- ・ 招へい・派遣対象となる組織（大学・研究機関・企業等）に所属していること。交流プログラム開始時に卒業・離職している者、現役軍人または軍属の資格を有する者は対象外とする。
- ・ 大学生・大学院生は初来日・初アフリカ渡航が望ましい。研究者・社会人は、日本または対象国内で6か月以上の滞在経験を有している者は対象外とする。
- ・ 参加者とは別に引率者を設定する場合は、原則2名までとする。引率者の年齢制限は設けませんが、交流プログラムを安全かつ円滑に運営し、緊急対応が可能な者を選定すること。

(キ) 契約・予算

原則として、1組織につき1契約とします。ただし、複数案件の応募は妨げません。選考の結果、同一組織の異なる部局・部門等による複数の提案が高く評価され、かつ事業運営上支障がないと判断される場合には、複数契約を認めることがあります。

① 予算上限

1契約あたり 3,000,000 円（税込）

② 契約期間

2026年8月以降、プログラム実施期間を含む契約締結日から報告精算完了日まで

2. 実施手続き

本プログラムの実施フローは以下のとおりです。

(1) 提案書等（応募書類）の提出（提出締め切り： 2026年6月25日(木) 23:59（日本時間）まで）



本プログラムの連携パートナーとして応募を希望する組織は、本募集要項を確認の上、提出物一式を作成し、期限内に JICE に提出します。

(2) 審査・選考



審査・選考の結果は、2026年7月中旬にメールにてお知らせします。

- ① 採択（修正なし）の場合：JICE が行う個人情報の取扱いに関する委託先調査に回答、JICE 確認後、(3) に進む。
- ② 採択（一部修正あり）の場合：選考結果通知後、JICE との協議の上、提案書等の修正版を提出する。その後、①同様委託先調査に回答し、JICE 確認後、(3) に進む。

(3) 契約締結



採択された組織と JICE は双方合意の上、交流プログラム開始前に業務委託契約および個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

(4) 交流プログラムの実施



各組織が連携パートナーとして交流プログラムを実施し、JICE は必要に応じて進捗状況の確認等を行います。契約期間中、やむを得ない事情により内容を変更せざるを得ない場合は、変更する事柄に応じて、次表のとおり運用するものとします。

変更する事柄	運用方法
交流プログラム計画書に記載した活動を中止し、新たに設定する場合	交流プログラム計画書の変更案を提出し、JICE による事前承認が必要となります。(JICE が変更内容の妥当性等の確認を行います。詳細を確認するため、追加で理由書(様式自由)の提出をお願いする場合があります。)
新しい経費項目を追加する場合	
費目間流用(※大項目レベル)を行う場合	
契約期間を変更する場合	変更契約の締結が必要となります。

(5) 各種報告書の作成と提出



プログラム終了後 30 日以内に、JICE に「実施報告書」「実施精算内訳書」および証憑書類をデータにて提出してください。実施報告書には、以下記載内容案の通り、提案書に示した目標の達成度や成果について詳細を報告いただき、JICE が検収後、精算の運びとなります。

【実施報告書 記載内容(案)】

- ・実施概要(テーマ・目標・実施期間・参加者等)
- ・参加者名簿(指定フォーム、Excel)
- ・プログラム実施記録(日程表、写真、プレゼン資料、実施したアンケート結果・評価等)
- ・実施成果と今後の展望
- ・広報実績・成果(指定フォーム、Excel)

(6) 精算



JICE は、提出された「実施報告書」「実施精算内訳書」および証憑書類を検収し、必要に応じて照会等を行った後、精算額を確定し、経費確定通知を送付します。

連携パートナーは、経費確定通知を受領後、指定期日までに請求書を JICE へ提出してください。JICE は請求書受領後、原則として 30 日以内に、連携パートナーの指定口座へ振込みを行います。

3. 経費

経費として認められる費目の例は次の通りです。

(ア) 実施経費

- ① 渡航費：国際航空券、査証取得経費、手数料
- ② 国内旅費：招へい者等の日本国内旅費
- ③ 海外現地旅費：派遣者等の海外現地旅費
- ④ プログラム経費：入館料、印刷製本費、通信運搬費、研究資機材等（ただし、PC 等の機器類や、本事業と直接関係のない資料・データ・ライセンス等、本事業の契約期間終了後も実施機関の固定資産となり得るものは対象外とします）
- ⑤ 謝金：通訳費、講師謝金、TA 謝金、ホームステイ謝金

(イ) 人件費：(ア) 実施経費の 15% を上限とする。

(ウ) 管理費：(イ) 人件費の 25% を上限とする。

4. 選考

別添の採点表に基づき、提案されたプログラムの実施国および内容について全体的なバランスを考慮した上で、連携パートナーを決定します。採択・不採択の事由についての問い合わせには対応しません。

5. 提出物

以下 (ア) ～ (カ) について、オンラインフォームを通じて提出をお願いいたします。

- ・ 提出期限：2026 年 6 月 25 日(木)23:59（日本時間）
- ・ 提出場所（オンラインフォーム）：[日本アフリカ相互理解促進交流プログラム「Japan-Africa Youth Program」長期招へい・派遣プログラム 申請書 | FormBridge](#)

(ア) 申請書：[オンラインフォーム](#)に入力。

(イ) 提案書：様式適宜、10 ページ以内の PDF ファイルをオンラインフォームに添付し提出。本募集要項の内容を踏まえて提案すること。但し、以下の内容を必ず含めること。

- ① プログラム内容（目的および想定する成果・目標を明記）
- ② アフリカ側交流先の適格性及び関係性、ならびに参加者（招へい・派遣予定者）の適格性
- ③ 本プログラム実施後の発展可能性
- ④ プログラムの実施体制、緊急時体制
- ⑤ 事業広報計画
- ⑥ アフリカとの交流／ビジネス実績

(ウ) 日程案：様式適宜、2 ページ以内の PDF ファイルをオンラインフォームに添付し提出。

(エ) 経費概算見積書：指定フォーム (Excel ファイル) をオンラインフォームに添付し提出。

(オ) 申請組織の概要 (パンフレットなど)：様式適宜、オンラインフォームに添付し提出。

(カ) 誓約書：指定フォーム (Excel ファイル) に押印又は署名、PDF 化したものをオンラインフォームに添付し提出。複数の組織が連携して受け入れる場合、申請する組織が「応募組織」として申請すること。

※場合によっては追加の資料を求める可能性があります。

6. 説明会

以下の通り説明会を実施します。説明会への参加は応募要件ではありませんが、事業・プログラムのより良い理解のため、参加を推奨します。

- ・ **日時：2026年6月5日(金)11:00～**（1時間程度）
- ・ **実施方法：オンライン**（Zoomを予定。申し込まれた方に参加 URL をお送りします。）

説明会への参加を希望する組織は、2026年6月4日(木)17:00までに、[こちら](#)からお申し込みください。

7. 問い合わせ先

ご質問や不明な点がある場合は、以下問い合わせフォームからお問い合わせください。なお、質問及び回答は公開する場合があります。

お問い合わせフォーム：[Japan-Africa Youth Program お問い合わせ（長期）](#)

担当窓口：一般財団法人 日本国際協力センター 国際交流部青少年交流課
Japan-Africa Youth Program 長期招へい・派遣プログラム担当

8. その他

- ・ 本募集選考に準じた手続の実施等に起因するいかなる費用についても、JICE は一切の負担・責任を負いません。
- ・ 本募集選考に準じた手続の実施等の際し、申請組織が虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなった場合、当該組織の参加を無効とします。

以上